



日本学生支援機構奨学金の現状と課題—高等教育費無償化の観点から

鳥山, まどか

(Citation)

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

(Issue Date)

2022

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009089>



日本学生支援機構奨学金の現状と課題—高等教育費無償化の観点から
Student loan of Japan Student Services Organization and free higher education

鳥山まどか
Madoka TORIYAMA

キーワード：日本学生支援機構 Japan Student Services Organization、貸与奨学金 student loan、返還猶予 repayment grace、返還免除 repayment exempt、延滞 overdue repayment

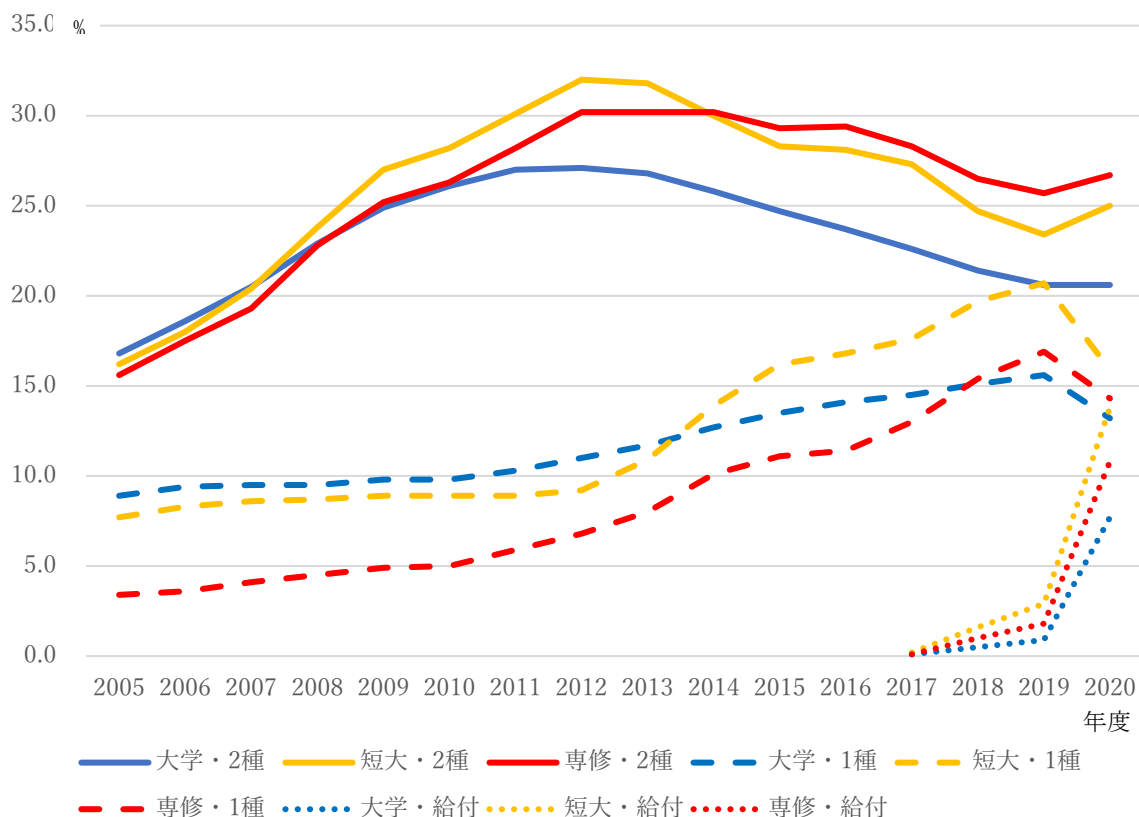
1. はじめに—本稿の目的

2020年4月に高等教育の修学支援新制度がスタートした。この修学支援新制度において日本学生支援機構（以下、JASSO）が給付奨学金の支給を開始した。また、JASSOはこの給付奨学金に先立つ形で、2017年に給付奨学金を創設している。前身である日本育英会（さらにその前身である大日本育英会）から現在まで、貸与奨学金を中心に展開してきた70年以上の歴史を持つ奨学金事業に、「給付奨学金」が明確に位置付けられたことで、JASSOの奨学金事業が「高等教育費無償化」に実質的な貢献をし得るようになったといえる。

それでは、現在のJASSOにおける貸与奨学金事業は「高等教育費無償化」の観点からみてどのように評価し得るであろうか。現在の時点では、貸与奨学金（無利子の第一種および有利子の第二種）を利用する学生の割合は給付奨学金よりも高い（図1）。また、利用率という点だけではなく、貸与奨学金の場合は卒業後の返済（返還）の期間を含めると、その「利用者」である期間は給付奨学金よりも相当に長い。したがって、JASSOの奨学金事業を高等教育費無償化の観点から評価するためには、貸与奨学金についても、特にその「返還」の現状と課題について明確にすることが重要だと考える。以下、JASSOが毎年発行している『JASSO年報』の各年度版（平成16年度版から令和2年度版まで）¹を用いてこの作業を行っていく。

¹ 『JASSO年報』のバックナンバーはJASSOのホームページで公開されている（https://www.jasso.go.jp/about/organization/annual_report.html）。

図1 奨学金貸与・給付人員と全学生生徒数との比率



出所：『JASSO 年報』の各年度版（平成 16 年度版から令和 2 年度版）

2. 日本学生支援機構奨学金の返還の状況

表 1 は、2004 年の JASSO 創設時から現在までの奨学金事業の制度や取扱いの変更について、特に貸与奨学金の「返還」に関わる内容を整理したものである。債権回収会社（サービサー）への委託や個人情報への延滞情報の登録など、JASSO 設立からの 10 年ほどは、「ローン」の性格を強める形で「返還促進」のための対応が取られてきたといえる。また、後述するように、この時期は滞納者に対する法的処理による強硬な対応が整えられてきた時期でもある²。このように JASSO による奨学金が「ローン化」していく中で、若年世代における奨学金返還の困難が報告されるようにもなった³。この返還困難は、奨学金利用者の経済的困難によるだけではなく、この奨学金事業の制度設計および運用・取扱いに起因する点が多いことが指摘されるようになる。こうした批判に対して、JASSO では、督促の強化

² 鳥山まどか（2017）「子育て家族の家計—滞納・借金問題から考える」松本伊智朗編『「子どもの貧困」を問いなおす—家族・ジェンダーの視点から』法律文化社

³ 例えば、奨学金問題対策全国会議編、伊東達也・岩重佳治・大内裕和・藤島和也・三宅勝久著（2013）『日本の奨学金はこれでいいのか！—奨学金という名の貧困ビジネス』あけび書房

による返還促進ないしは債権管理・回収だけではなく、減額返還制度や所得連動返還方式の導入などによる返還負担の軽減を図るようになった。2014年度には、「真に困窮している奨学金返還者」という表現で、経済的事由による返還困難への対応が位置付けられた。

表1 奨学金の返還に関する制度変更等

年度	奨学金の返還に関する制度変更等
2004	機関保証制度創設 大学院教育免除職免除制度廃止 特に優れた業績による返還免除制度創設
2005	延滞金徴収方法の変更（滞納となった割賦金に対し延滞日数に応じ年10%の延滞金を賦課。実質として延滞金の増額） 債権回収会社（サービサー）への試験委託
2006	債権回収会社（サービサー）への本格委託開始
2007	第二種奨学金の貸与利率選択制を導入
2008	「機関保証制度検証委員会」設置 「奨学金の返還促進に関する有識者会議」提言 全国銀行個人信用情報センターへの加盟 個人信用情報機関への登録同意書の提出依頼開始
2009	「返還促進策等検証委員会」設置 奨学生採用における個人信用情報の取扱いに関する同意条項への同意の要件化
2010	減額返還制度創設 個人信用情報機関への登録開始（猶予の願出等のない延滞3ヶ月以上）
2012	所得連動返還型無利子奨学金制度創設
2013	*貸与対象拡大（修業年限2年未満の専修学校等） 「債権管理・回収等検証委員会」設置（返還促進策等検証委員会は解消）
2014	真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実 ①延滞金の賦課率の引き下げ（年10%→年5%） ②返還期限猶予制度の適用年数の延長（通算5年→通算10年） ③減額返還制度および返還期限猶予制度の基準の緩和（経済困難を事由とする適用年収額を世帯構成人員に応じた基準とする） ④延滞者への返還期限猶予の適用（返済期限猶予制度の適用による延滞金支払負担の軽減） ⑤減額返還制度の申し込みに係る提出書類の簡素化 スカラネット・パーソナルを通じた繰り上げ返還の申込開始

表1 奨学金の返還に関する制度変更等（続き）

年度	奨学金の返還に関する制度変更等
2017	＊給付型奨学金制度創設 ＊低所得世帯の学生・生徒に係る第1種奨学金の成績基準の実質的撤廃 所得連動返還方式の導入 減額返還制度の拡充（2分の1に加え3分の1、適用期間最長120カ月から180カ月に変更） 機関保証制度において第1種奨学生の保証料引き下げ
2019	＊高等教育の修学支援新制度における給付奨学金の予約採用開始 すべての給付型および貸与型奨学金の申込者からマイナンバーの提出を求める
2020	＊修学支援新制度として新たな給付奨学金制度創設 延滞金賦課率の引き下げ（年5%→年3%。民法改正に伴う） コンビニエンスストアでの収納（返還金の入金）開始

注：この表では新型コロナウイルス感染症に係る対応については示していない。

＊の項目は返還に関連しないが、奨学金の拡充に関する内容であるので掲載した。

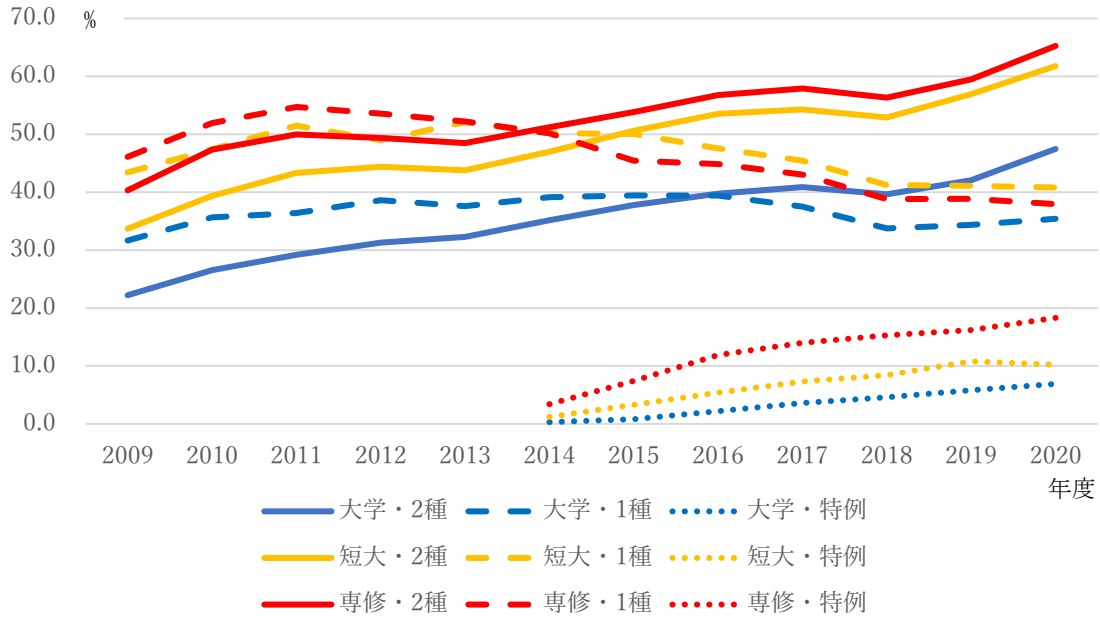
出所：『JASSO年報』の各年度版（平成16年度版から令和2年度版）

ここまで整理した JASSO における貸与奨学金返還に関する制度上および運用・取扱い上の変化が、実際の「数字」にどのようにあらわれているか、『JASSO年報』（以下、年報）に掲載されている奨学金に関するデータから確認しておきたい。以下で確認するのは、返還猶予者、減額返還者、延滞債権数、個人情報情報機関への登録と法的処理に関するデータである。

（1）返還猶予者

JASSO の貸与奨学金における返還猶予は、在学猶予とそれ以外の事由による一般猶予に大きく分けられる。一般猶予の内訳についても「病氣中」、「災害」といった項目別に年報に記載されているが、内訳の項目立ては年度によって異なる部分がある。本稿の巻末に掲載した付表1は、一般猶予の内訳として「経済困難・失業中等」が明記された2009年度以降の返還猶予者数（件数）と、返還猶予者数に占める在学猶予および一般猶予の割合を、学種別（大学、短期大学、専修学校）に整理したものである。図2は付表1の内容のうち、返還猶予者数に占める「経済困難・失業中等」および「猶予年限特例」（2016年度までは「所得連動」として項目立てされていた）による返還猶予者数の割合を示したものである。大学よりも短期大学や専修学校において、経済的な事由による返還猶予者の割合が高く、特に有利子である第2種奨学金で返還猶予を利用する人が増加する傾向にある。無利子の第1種奨学金では「経済困難・失業中」による返還猶予者割合はこの5、6年で漸減しているが、同じ時期である2014年度以降、猶予年限特例（所得連動）による返還猶予者の割合が徐々に増えている。

図2 返還猶予者（経済困難・失業中等、特例）



出所：『JASSO 年報』の各年度版（平成 21 年度版から令和 2 年度版）

(2) 減額返還者

2010 年度に創設された減額返還制度について、各年度の減額返還者数を大学、短期大学、専修学校の別に整理したのが表 2 である。件数とあわせて、2011 年度の減額返還者数を 100 とした時の値も示した。表 1 で整理した通り、2014 年度（年収に関する基準の緩和と提出書類の簡素化）および 2017 年度（減額の選択肢の増加と適用期間の延長）に減額返還制度に関する拡充が図られている。表 2 の数値は件数とその増減を示しているだけであり、表 2 のみで減額返還制度が十分活用されているかを評価はすることはできないが、この制度の利用者数自体は毎年度増加している。

表2 減額返還者数（単位：件）

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
大学・1種	185 (16.0)	1,153 (100.0)	2,009 (174.2)	2,586 (224.3)	2,898 (251.3)	3,252 (282.0)	3,713 (322.0)	4,928 (427.4)	5,422 (470.3)	5,769 (500.3)	6,363 (551.9)
短大・1種	21 (20.8)	101 (100.0)	159 (157.4)	220 (217.8)	231 (228.7)	258 (255.4)	302 (299.0)	412 (407.9)	434 (429.7)	489 (484.2)	506 (501.0)
専修・1種	13 (10.3)	126 (100.0)	211 (167.5)	277 (219.8)	328 (260.3)	442 (350.8)	564 (447.6)	893 (708.7)	986 (782.5)	1,083 (859.5)	1,229 (975.4)
大学・2種	337 (15.7)	2,145 (100.0)	3,911 (182.3)	5,263 (245.4)	6,233 (290.6)	7,412 (345.5)	8,633 (402.5)	1,153 (53.8)	12,374 (576.9)	12,675 (590.9)	14,013 (653.3)
短大・2種	35 (11.7)	300 (100.0)	471 (157.0)	658 (219.3)	776 (258.7)	938 (312.7)	1,047 (349.0)	1,392 (464.0)	1,392 (464.0)	1,425 (475.0)	1,578 (526.0)
専修・2種	76 (12.2)	622 (100.0)	1,114 (179.1)	1,527 (245.5)	1,874 (301.3)	2,341 (376.4)	2,849 (458.0)	4,082 (656.3)	4,304 (692.0)	4,639 (745.8)	5,287 (850.0)

注：カッコ内は、2011年度の件数を100としたときの値。

出所：『JASSO年報』の各年度版（平成22年度版から令和2年度版）

(3) 延滞債権数

表3は、各年度末（3月末）時点の延滞債権者割合を示している。延滞債権割合は、「延滞債権数」を「延滞債権数と無延滞債権数の和」で除した値である。学種別で延滞債権割合が示されているのは2016年度の年報からである。いずれの年度においても、第1種より第2種の延滞債権割合が高い。また、第1種、第2種ともに大学より短期大学や専修学校の方が延滞債権割合は高い。しかしいずれにおいても延滞債権割合は漸減傾向にある。

表3 延滞債権数割合（単位：%）

年月	2016.3	2017.3	2018.3	2019.3	2020.3	2021.3
大学・1種	6.9	6.7	6.3	6.1	5.6	4.8
短大・1種	8.8	8.2	7.8	7.6	7.0	6.0
専修・1種	8.4	8.1	7.8	7.7	7.3	6.3
大学・2種	7.5	7.5	7.3	7.2	6.8	5.8
短大・2種	9.3	9.2	8.9	8.8	8.3	7.2
専修・2種	10.4	10.4	10.2	10.2	9.6	8.5

注：延滞債権割合＝延滞債権数/（延滞債権数＋無延滞債権数）。

各年3月末現在。

出所：『JASSO年報』の各年度版（平成29年度版から令和2年度版）

(4) 個人信用情報機関への登録と法的処理

個人信用情報機関への延滞情報の登録は2010年度に開始されているが、この登録件数について年報に明記されるようになったのは平成29年度版の年報(2018年発行)以降である。登録件数は2017年度が25,288件、2018年度が26,687件、2019年度が29,781件、2020年度が24,327件である。返還猶予や減額返還の利用状況を反映した動向には必ずしもなっていないようである。

表4は法的処理の件数を示したものである。ここでの法的処理は、「支払督促申立予告書」の発送(人的保証債権のうち返還督促を重ねても返還に応じない延滞9月以上で特に必要と認められる債権に対し、法的措置をとることを予告するもの)、この予告を行っても返還に応じない債権に対する「支払督促申立」、「仮執行宣言付支払督促申立」、債務名義を取得した債権のうち債務の履行がなかったものについて行う「強制執行予告」、「強制執行申立」、「強制執行」からなる。JASSO設立から10年ほどの「ローン化」の時期に、法的処理による対応方法が整えられてきたといえるが、個人信用情報機関への登録状況と同様に、この数年の返還に関する支援策の拡充とは独立した形で推移しているようである。

表4 法的処理(単位:債権)

年度	支払督促申立予告	支払督促申立	仮執行宣言付支払督促申立	強制執行予告	強制執行申立	強制執行
2004	記載なし					
2005	4,167	454	157	9	6	記載なし
2006	10,498	1,181	418	23	記載なし	記載なし
2007	3,516	2,857	785	23	1	記載なし
2008	29,075	2,173	867	853	19	記載なし
2009	28,175	7,713	2,061	1,436	123	記載なし
2010	5,827	7,390	2,686	2,133	269	85
2011	12,426	10,005	2,754	3,683	355	135
2012	13,965	9,583	2,459	3,147	457	326
2013	15,575	9,043	2,553	4,069	546	291
2014	16,707	8,495	1,960	4,436	646	320
2015	16,737	8,713	2,268	3,622	778	498
2016	17,862	9,106	2,383	3,466	590	387
2017	17,621	8,659	2,042	3,998	489	344
2018	17,604	8,068	2,064	3,720	582	340

表 4 法的処理（続き）（単位：債権）

年度	支払督促申 立予告	支払督促申 立	仮執行宣言付 支払督促申立	強制執行予 告	強制執行申 立	強制執行
2019	16,686	7,793	1,723	3,587	510	346
2020	14,583	6,652	1,263	3,199	438	279

出所：『JASSO 年報』の各年度版（平成 29 年度版から令和 2 年度版）

3. 返還免除に関する問題

独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）では、貸与奨学金の返還免除について、「機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる」（第 15 条第 3 項）、「機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる」（第 16 条）と規定している。経済的な事由による返還免除についての規定はない。利用者本人の死亡か「精神若しくは身体障害」による返還困難でなければ免除要件に該当しないとしているのは、例えば、JASSO 貸与奨学金を補完する教育費貸付として位置づけられている生活福祉資金（教育支援資金）の償還免除規程と比べても、その範囲は非常に限定的であるといえる⁴。

JASSO の貸与奨学金においては、経済的な事由での返還不能（返還困難）については債権管理・債権回収の文脈で、「債権の償却」として対応される。「貸与奨学規程」（平成 16 年規

⁴ 生活福祉資金貸付金償還免除規程（平成 11 年社援局第 1729 号、第 3 次改正 平成 22 年社援発 0331 第 58 号）の第 1 条第 1 項において、①借受人が死亡し、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき（連帯借受人がいる場合はこの限りでない）、②連帯借受人が死亡し、借受人、相続人または連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき、③借受人が償還期限到来後 2 年以上所在不明となっており、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき（連帯借受人がいる場合はこの限りでない）、④連帯借受人が償還期限到来後 2 年以上所在不明となっており、借受人、相続人または連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき、⑤償還期限到来後 2 年経過してもなお借受人、連帯借受人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが著しく困難であると認められるとき、⑥当該償還未済額について時効が完成しているときのいずれかにおいて、貸付金の償還免除を行うことができるとされている。経済的な事由による償還免除は主に上記の⑤として扱われる。また、例えば、償還期限到来後 2 年を経過する前であっても、「将来にわたって償還困難と認められるものについては、都道府県知事の承認を経たうえ貸付金の償還免除について決定を行うことができる」（第 1 条第 3 項）とされている。なお、教育支援資金については通常、教育を受ける本人（子）が借受人、世帯主（親）が連帯借受人となる形で貸付が行われ、連帯保証人なしでの利用が可能である。

程第 16 号、最近改正 令和 3 年規程第 14 号) では、債権回収の「危険性の度合い」にもとづき、貸与奨学生と要返還者を以下の 5 つに区分し、それぞれに応じた債権管理を行うこととしている。①正常先 (債権回収に特段の問題がないと認められる債務者)、②要注意先 (返還期限が猶予されている債務者、元金の返還又は利息の支払が延滞しているなど履行状況に問題のある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者)、③破綻懸念先 (現状、回収可能性はあるが、延滞が長期にわたっており、その状況の解消が芳しくなく、今後回収が不可能となる可能性が大きいと認められる債務者)、④実質破綻先 (法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、延滞が更に長期にわたっており回収の可能性がほとんどないと判断される債務者や、連絡等を全く取ることができず、督促することが不可能と判断される債務者など、実質的に回収が不可能な債務者)、⑤破綻先 (法的・形式的な破綻の事実が発生している債務者) (第 35 条)。このうち、④実質破綻先および、⑤破綻先については「資力等の状況により回収に努めることが困難又は不適當であると認められる場合は、当該債権を償却することができる」とされている (第 42 条、第 43 条)。なお、②要注意先については電話や文書による督促 (第 37 条)、③破綻懸念先については法的処理 (第 38 条～第 40 条) および保証機関への履行請求 (第 41 条) による対応をとることとされている。

JASSO は 2007 年度から毎年、奨学金の延滞者に関する属性調査 (2016 年度調査からは無延滞者も含む奨学金返還者属性調査として実施) を実施している。現在公開されている最新の「令和元年度奨学金の返還者に関する属性調査結果」(2021 年 4 月発行)⁵によると、延滞者 (3 ヶ月以上の延滞) 本人の年収は無延滞者に比べて低い方に分布しており、6 割以上の者が延滞理由として「本人の低所得」をあげている。また、4 割の者が「奨学金の延滞額の増加」をあげており、延滞が長期にわたることが返還の困難を増大させることがうかがわれる。

先にみたように、返還猶予の活用や返還額の調整は、経済的な事由による返還困難への対応として一定の効果を持つだろうが、返還が困難な状況が継続したり悪化したりするとき、返還免除による対応が取れない中での対応には限界があるといえる。返還猶予や返還額の調整によっても延滞が発生する場合、現行では、督促と法的処理での対応が取られることとなり、利用者にはいわば「滞納 (延滞) ペナルティ」が課せられる。このような滞納ペナルティとそのプレッシャーは、利用者にとって滞納の解消に向けて機能するのではなく、むしろ、利用者の心身に負の影響を与えたり、返還のために他の借金を行うことによる債務の増大を招くなど、問題をより困難にする方向に機能する恐れが高い⁶。

⁵ 各年度の「奨学金の返還者に関する属性調査結果」は JASSO のホームページで公開されている。

(https://www.jasso.go.jp/statistics/shogakukin_henkan_zokusei/index.html)。

⁶ 鳥山 (2017) 前掲書。

4. おわりに—貸与奨学金の返還と高等教育費無償化

以上みてきたように、JASSO では 2014 年度ごろから経済的事由による返還困難への対応策が取られるようになった。その方法は主に、返還猶予、減額返還制度、所得連動返還方式による、返還期間と返還額の調整の組み合わせによって返還の負担を軽減しようとするものであり、返還免除による対応は基本的に想定されていない。言い換えれば、返還総額は変更されることなく、その全額を返還しきることができるように返還額を調整する。経済的事由による返還困難時は返還額を減額することになるので、他の時期に返還額を増額するか、返還期間を延長しなければ全額を返還しきることができない。

しかし実際には経済的事由による返還困難な時期が長期に及ぶ場合もあるし、そうした事情が複数回にわたり発生する場合もある。返還期間を際限なく延長することも現実的ではない。返還期間と返還額（およびその調整の組み合わせ）による返還負担の軽減策を機能させるためには、そこに返還免除を組み入れることが必要になる。しかし現状の仕組みのもとでは、返還困難な人ほど「問題の先延ばし」で対応せざるを得ない状況が発生してしまう。

かつての、日本育英会奨学金における教育免除職免除制度を中心とした免除制度は、限定的是ではあるものの、貸与奨学金を実質的に給付奨学金とする役割を果たしていた。奨学金制度において「高等教育費無償化」というと給付奨学金に目が向きがちであるが、「貸与奨学金の免除による実質的な給付化」も 1 つの有効な方策として求めるべきものといえる。はじめにも述べたように、奨学金の「返還」は卒業後の長期間にわたって利用者の生活に影響を及ぼす。したがって、今後、利用者数として貸与奨学金が給付奨学金に置き換えられていくとしても、「貸与奨学金の返還免除による、実質的な高等教育費無償化」についても並行して議論されることが必要である。

* 著者紹介

鳥山 まどか（とりやま・まどか）

北海道大学大学院教育学研究院 准教授（教育学・教育福祉論）。

主な研究業績：「マネープロblem（借金・滞納）に関する研究にみる『世帯のなかに隠れた貧困』」『大原社会問題研究所雑誌』739号 2020年、共編著（共編者 佐々木宏）『シリーズ子どもの貧困③ 教える・学ぶ—教育に何ができるか』明石書店 2019年、「ひとり親世帯の貧困—所得と時間」松本伊智朗・湯澤直美編著『シリーズ子どもの貧困① 生まれ、育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』

付表1 返還猶予者数

年度	2009			2010			2011			2012			2013			2014		
学種区分	大学	短大	専修	大学	短大	専修	大学	短大	専修	大学	短大	専修	大学	短大	専修	大学	短大	専修
1種計(件)	33,917	2,769	2,660	38,823	3,064	3,275	40,813	3,195	3,924	41,072	3,265	4,104	43,326	3,193	4,668	47,504	3,537	5,725
1種計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
在学猶予(%)	61.3	47.4	45.6	57.2	43.5	39.8	55.0	36.1	34.5	53.3	40.2	35.6	54.4	36.5	36.9	53.2	38.1	37.8
生活保護(%)	1.1	1.8	2.0	1.3	2.4	1.9	2.0	3.4	3.6	2.4	4.0	4.1	2.7	4.6	5.1	1.5	2.4	2.4
経済困難・失業中等(%)	31.7	43.4	46.1	35.6	47.4	51.9	36.4	51.5	54.7	38.6	49.0	53.6	37.6	52.1	52.2	39.1	50.2	50.2
猶予年限特例(注1)																0.3	1.2	3.4
その他(注2)	6.0	7.4	6.3	5.8	6.7	6.4	6.6	9.0	7.2	5.8	6.9	6.7	5.3	6.8	5.8	5.8	8.1	6.3
2種計(件)	79,624	7,799	15,974	101,217	9,498	20,641	113,857	10,795	25,210	122,693	11,325	27,929	130,926	12,590	32,294	139,626	13,714	36,687
2種計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
在学猶予(%)	74.6	61.6	55.3	70.2	56.0	47.8	66.4	50.2	43.0	64.7	49.7	44.3	63.8	49.7	45.1	60.9	47.0	42.8
生活保護(%)	0.3	0.7	0.7	0.4	1.0	0.9	0.8	1.9	1.7	1.0	2.2	2.1	1.2	2.6	2.5	0.6	1.3	1.4
経済困難・失業中等(%)	22.2	33.7	40.3	26.5	39.3	47.3	29.2	43.3	50.0	31.3	44.4	49.4	32.3	43.8	48.5	35.1	47.0	51.2
その他(注2)	2.8	4.0	3.7	2.8	3.7	4.0	3.6	4.7	5.3	3.0	3.7	4.2	2.8	3.9	3.9	3.3	4.7	4.6
年度	2015			2016			2017			2018			2019			2020		
学種区分	大学	短大	専修	大学	短大	専修	大学	短大	専修	大学	短大	専修	大学	短大	専修	大学	短大	専修
1種計(件)	50,093	3,773	6,963	50,274	4,074	7,838	51,282	4,271	8,638	50,007	4,085	9,014	52,101	4,180	10,242	53,905	4,438	11,904
1種計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
在学猶予(%)	52.9	37.1	39.3	51.2	36.9	34.7	51.5	37.3	34.7	54.5	39.8	37.4	51.6	37.5	35.1	48.3	38.3	34.6
生活保護(%)	1.6	2.4	2.2	1.6	2.5	2.6	1.8	2.4	2.5	1.7	2.6	2.5	2.1	2.8	2.8	2.1	3.2	2.6
経済困難・失業中等(%)	39.4	50.0	45.4	39.4	47.6	44.8	37.5	45.4	43.0	33.8	41.2	38.8	34.4	41.1	38.8	35.4	40.8	37.9
猶予年限特例(注1)	0.8	3.3	7.4	2.2	5.4	11.9	3.6	7.3	14.0	4.6	8.4	15.3	5.8	10.8	16.2	6.9	10.2	18.3
その他(注2)	5.3	7.1	5.6	5.5	7.6	5.9	5.6	7.6	5.8	5.4	8.0	6.0	6.1	7.8	7.0	5.9	7.6	6.5
2種計(件)	141,058	14,097	40,277	138,711	14,009	41,846	135,426	14,073	42,615	124,722	12,837	41,062	123,634	12,447	41,785	117,837	11,652	41,699
2種計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
在学猶予(%)	58.3	43.2	40.4	55.8	39.8	36.6	54.1	38.0	35.1	55.1	39.3	36.4	51.6	33.5	31.8	45.9	27.9	25.6
生活保護(%)	0.7	1.4	1.5	0.8	1.5	1.7	0.9	1.6	1.8	1.0	1.7	1.8	1.2	2.0	2.4	1.4	2.4	2.5
経済困難・失業中等(%)	37.8	50.6	53.8	39.7	53.5	56.8	40.9	54.3	57.9	39.6	52.9	56.3	42.1	56.9	59.5	47.5	61.8	65.2
その他(注2)	3.2	4.7	4.3	3.7	5.2	5.0	4.1	6.1	5.3	4.3	6.1	5.5	5.1	7.5	6.4	5.3	7.9	6.7

注1:2016年度までは「所得運動」。2017年度以降は「所得運動返還型無利子奨学金(H24～28年度採用者)における経済困難等事由を含む。

注2:「病氣中」、「災害」、「留学中」(2009年度項目)、「入学準備」、「育児休暇等」(2014年度以降の項目)の計。

出所:『JASSO年報』の各年度版(平成21年度版から令和2年度版)